

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	富士市 介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和6年6月1日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード	・個人番号	・世帯コード	・氏名カナ	・氏名
・通称名カナ	・通称名	・生年月日	・性別	・続柄
・郵便番号	・住所	・住所方書	・住所コード	・住民区分
・住民日届出日	・住民日異動日	・住民日異動事由	・非住民日届出日	・非住民日異動日
・非住民日異動事由	・届出日	・異動日	・異動事由	・国籍
・入国目的	・在留期間	・在留期間満了日	・外国人住民となった日	・転入前郵便番号
・転入前住所	・転入前住所方書	・転出先郵便番号	・転出先住所	・転出先住所方書
・住民税情報	・医療保険情報	・高齢福祉年金情報	・送付先情報	・連絡先情報
・口座情報	・老人保健情報	・生活保護情報	・特記事項情報	・送達記録情報
・国民健康保険情報	・後期高齢者情報			

<資格>

・被保険者番号	・資格異動日	・資格届出日	・資格取得日	・資格喪失日
・一号該当日	・資格異動事由	・被保険者区分	・証発行情報	・施設入所情報
・境界層者情報	・適用除外情報	・負担割合情報		

<認定>

・申請日	・申請受理日	・申請区分	・申請理由	・申請者関係
・申請者氏名	・申請者住所	・申請者郵便番号	・申請者電話番号	・訪問調査希望日時
・調査実施場所	・調査票回収予定日	・調査委託日	・訪問調査日	・訪問調査開始時刻
・調査委託事業者	・訪問調査員	・調査結果入手日	・調査票番号	・かかりつけ医医療機関
・かかりつけ医	・意見書作成医医療機関	・意見書作成医	・意見書作成依頼日	・意見書依頼書発行日
・診断命令書発行日	・意見書作成日	・意見書入手日	・一次判定日	・一次判定結果
・審査予定日	・二次審査日	・審査会会場	・合議体番号	・二次審査要介護区分
・サービス種類変更有無	・認定取消日	・サービス種類限定有無	・認定有効月数	・要介護認定日
・認定有効開始日	・認定有効終了日	・要介護認定認定理由	・認定通知書通知日	・処分延期事由
・処分延期決定日	・処分延期通知書発行日	・サービス種類限定情報	・転入者管理情報	・訪問調査情報
・訪問調査特記事項	・主治医意見書情報	・審査会意見情報	・生保2号被保険者情報	

<居宅>

・申請受付日	・届出日	・居宅有効開始日	・居宅有効終了日	・居宅サービス届出番号
・居宅介護支援事業者	・申請代理人	・給付管理票情報		

<国保連>

・受給者異動情報	・共同処理用受給者異動情報		
・給付実績情報	・給付実績明細情報	・過誤申立情報	・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月	・申請書番号	・申請給付種類	・申請日	・受付日
・申請者との関係	・申請者事業者番号	・申請者氏名	・申請者郵便番号	・申請者住所
・申請者電話番号	・支払方法	・支払口座	・通知書送付先	・保険請求額
・利用者負担額	・審査年月	・支給決定日	・支払金額	・緊急時施設療養情報
・特定診療費情報	・食事費用情報	・福祉用具購入費情報	・住宅改修費情報	・居宅サービス計画費情報
・事前相談情報				

<高額>

・サービス提供年月	・申請日	・申請者との関係	・申請者事業者	・申請者氏名
・申請者郵便番号	・申請者住所	・申請者電話番号	・支払方法	・支払口座
・通知書送付先	・サービス費用額	・利用者負担額	・算定基準額	・支払済額
・高額支給額	・勧奨通知書作成日	・算定基準日	・算定世帯コード	・所得区分
・老福の有無				

<減免>

・減額申請日 ・申請者との関係 ・申請者氏名 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
・申請者電話番号 ・減額認定日 ・減額結果通知書送付先・減額 ・減額開始日
・減額終了日 ・減額結果通知書作成日・一割負担減免情報 ・旧措置者減免情報 ・社会福祉法人減免情報
・特定標準負担額減額情報 ・訪問介護負担額減額情報 ・特定入所者介護サービス情報

<口座登録・連携ファイル関係情報>

・口座登録・連携ファイル関係情報

<制限>

・一時差止対象者情報 ・控除適用情報 ・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報 ・高額合算支給決定情報・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度 ・徴収方法 ・賦課期日 ・賦課更正事由 ・賦課更正日
・所得段階 ・保険料額 ・減免情報 ・特徴年金情報 ・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度 ・調定年度 ・徴収方法 ・期別 ・期別保険料額
・納期限

<収納>

・賦課年度 ・調定年度 ・徴収方法 ・期別 ・収納種別
・保険料収納金額 ・延滞金額 ・督促手数料額 ・収納日 ・領収日
・消込日 ・過誤納情報 ・還付充当情報 ・督促催告情報 ・滞納情報
・分納情報

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、第9条第1項 別表第1 68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ・要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ・サービス検索・電子申請に関する事務
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム(MCWEL)	
②システムの機能	①資格管理機能 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格取得及び死亡・転出等による資格喪失等を管理する機能 ②被保険者証等管理機能 被保険者に対して被保険者証、認定証等を交付する機能 ③保険給付管理機能 介護サービス等の受給に関する届出の受理等、保険給付に関する情報を管理する機能 ④認定管理機能 要介護・要支援認定について申請情報や結果情報を管理する機能 ⑤保険料管理機能 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 (	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム2	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う機能 ②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能 ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う機能。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能 ⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び介護保険システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))

システム4

①システムの名称	伝送通信ソフト
②システムの機能	①受給者情報異動連絡票データの送信機能 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する機能 ②受給者情報訂正連絡票データの送信機能 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （静岡県国民健康保険団体連合会システム）

システム5

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他（　　　　　　　　　　　　　　　） [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 ・番号法第19条 別表第2 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 情報提供 ・番号法第19条 別表第2 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

7. 他の評価実施機関

--	--

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険情報ファイルのうち、第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員	
	その必要性	番号法においては、第9条第1項 別表第1 68の項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。対象となる事務は、[I 基本情報]-[1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務]-[②事務の内容]のとおり。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (☐ 口座登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性	①個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するため。 ②4情報、連絡先及びその他住民票関係情報 介護保険の資格対象者を把握するため。 通知書等を送付するため。 本人への連絡のため。 賦課・給付に必要な基準日時点の世帯員を把握するため。 ③地方税関係情報 保険料の賦課等を行うため。 ④健康・医療関係情報 主治医意見書の依頼を行うため。 ⑤医療保険関係情報 国民健康保険及び後期高齢者医療証の番号情報を国保連合会へ送付するため。 2号被保険者の医療保険者情報を把握するため。 ⑥障害者福祉関係情報 被保険者の適用除外の確認等を行うため。 ⑦生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料額決定のため。 高額介護給付費等の決定を行うため。 2号被保険者の把握のため。 ⑧介護・高齢者福祉関係情報 介護保険各種事務の実施のため。 ⑨年金関係情報 介護保険料の特別徴収者を決定し、年金保険者へ送付するため。 介護保険料額決定のため。
	全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		福祉部介護保険課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、国保年金課、市民税課、福祉総務課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (静岡県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (「サービス検索・電子申請機能」)	
③使用目的 ※		資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護・要支援認定、保険給付等の介護保険事務を実施するため。	
④使用の主体	使用部署	福祉部介護保険課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		①資格管理 本人等の申請または住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。 ②保険料の賦課・徴収 本人等の申請または住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに保険料の賦課・減免・徴収等を行う。 ③要介護・要支援認定等 本人等の申請または住民票関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等をもとに要介護・要支援認定に関する事務を行う。 ④保険給付 本人等の申請または住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等をもとに保険給付を行う。	
		①資格管理 被保険者の資格確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等を、宛名コード等で突合する。 ②保険料の賦課・徴収 保険料の賦課・徴収のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等を、宛名コード等で突合する。 ③要介護・要支援認定等 要介護・要支援認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等を、宛名コード等で突合する。 ④保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等を、宛名コード等で突合する。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		介護保険システムの保守及び運用
①委託内容		介護保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、スケジュール調整や帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		西日本電信電話株式会社 静岡支店
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業者名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該事業者との契約内容について、事前に書面にて承認
	⑥再委託事項	介護保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、スケジュール調整や帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出
委託事項2		保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)
①委託内容		高額医療合算介護(予防)サービス費の支給額計算の事務
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		静岡県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		保険者事務共同処理業務(高額介護(予防)サービス費算定業務)
①委託内容		高額介護(予防)サービス費の勧奨情報作成及び支給額計算の事務
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		静岡県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている （ 38 ） 件 ☐ 移転を行っている （ 7 ） 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第2 に定める情報照会者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（別紙1参照）
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2 に定める各事務（別紙1参照）
③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第2 に定める特定個人情報（別紙1参照）
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先1	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 12の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 15の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報及び給付実績情報、介護保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先3	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 30の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報及び介護保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先4	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 34の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先5	福祉総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 36の2の項
②移転先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先6	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 41の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報及び給付実績情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先7	国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	受給者基本情報及び介護保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者およびその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	①データ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ②申請書等 施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。
7. 備考	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請等の窓口において、申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・介護保険システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 ID の利用を禁止する。
その他の措置の内容	・人事異動等でアクセス権限がなくなる場合は、速やかに利用権限の変更・失効の処理を行う。 ・ユーザーIDの付与・失効について管理簿に記録を残している。 ・なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先事業者においても、同等の義務を課す規定がある。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法並びにそれに基づく本市条例及び規則の規定に基づき、認められる特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・サービス検索・電子申請機能からデータを取得する端末は、内部にデータを保管できないように構築されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市 福祉部 介護保険課 0545-55-2766
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市 福祉部 介護保険課 0545-55-2766
②対応方法	

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年12月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	福祉総務課	生活支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 68の項	番号法第9条第1項 別表第1 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条 別表第2 93、94の項 情報提供 番号法第19条 別表第2 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、94、95、117の項	情報照会 ・番号法第19条 別表第2 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 情報提供 ・番号法第19条 別表第2 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無 提供先	[○] 提供を行っている 20件 提供先 1～20	[○] 提供を行っている 38件 提供先 別紙1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6	高齢者介護支援課	高齢者支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成31年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 芦川 和敏	介護保険課長	事後	
平成31年2月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	0545-55-2766	0545-55-2765	事後	
平成31年2月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先 ①連絡先	0545-55-2766	0545-55-2765	事後	
令和2年12月25日	V評価実施手続①実施日	平成27年12月11日	令和2年12月25日	事後	評価再実施
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 提供先1ほか	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報連携ネットワークへの接続 リスク1及び2 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	(参考資料)介護保険に関する事務(別紙)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和4年12月26日	I 基本情報 2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム		システム5 サービス検索・電子申請機能を追加	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	I 基本情報 6評価実施機関における担当部署 他	保健部 介護保険課	福祉部 介護保険課	事後	組織改正による変更
令和4年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入所方法		その他(「サービス検索・電子申請機能」を追加	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 保管場所		外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している旨を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容		マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する旨を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更

令和4年12月26日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容		住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する旨を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う、なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する旨を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		その他の措置の内容、特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	I 基本情報 2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2の②システムの機能		⑥情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目、主な記録項目		その他(口座登録・連携ファイル関係情報)を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ①入所元		「行政機関・独立行政法人等」に「デジタル庁」を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和4年12月26日	(別添1)ファイル記録項目 特定個人情報ファイル記録項目		<口座登録・連携ファイル関係情報> ・口座登録・連携ファイル関係情報 を追記。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用することによる変更
令和6年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の内容		・サービス検索・電子申請に関する事務(追加)	事後	